

連載 第6回 福聚山史

篠原 重一
川 晋一
編 文

古記録に見る常円寺

2、『地子古跡寺社帳』に見る常円寺

常円寺のことが記されている江戸時代の古記録には、前記の如く『御府内備考正・続編』があるが、他に『地子古跡寺社帳』というものがある。

『地子古跡寺社帳』の『地子』とは『屋地子』ともいわれ、幕府が市街地に賦課した宅地税の意味で、『古跡』とは寛永八（一六三一）年以前に建てられた寺院を指す。それ以後のものを『新地』と称したが、『古跡』の名称はその後、元禄五（一六九二）年まで地代を下げて認められることとなり、また幕府は元禄五年以降の寺院を『新地』とし、その建立を阻止した。『地子古跡寺社帳』の内容は、主に寺社の増改築や寺社地の変更についてであり、幕府に対する許可願でもある。その文面は、寺社より寺社奉行へ提出する寺社帳（原簿）の訂正願の形式になっている。この『地子古跡寺社帳』の中に常円寺からの許可願が三つあり、ここでは原文の掲載は割愛するが、その内容は次のとおりである。



天保11年 絵入東都本化道場記より

祖師堂

一つ目は、元禄十六（一七〇三）年十月に幕府に届出した境内の変更願である。元禄十六年当時、さらには七十九年前の寛永元（一六二四）年頃より境内は八千坪であるとされて

きた。しかし、元禄六年の調査で九千四百坪と一千四百坪の差異が生じたので、その旨を幕府に訂正を願うたのである。

二つ目は、四十四年後の延享四（一七四七）年である。一つ目と同様、これも幕府への願出であって、その内容たるや、次のとおりだ。当時の常円寺では南側道路（青梅街道）より三十間（五十四メートル）余りも引つ込んだ位置に表門があり、それでは甚だ不用心であるので、高さ九尺（二・七メートル）潜付の木戸門、丸太矢来の塀、門番小屋を造作したいという願出である。境内坪数は除地二千百七十二坪、年貢地七千二百二十八坪の計九千四百坪で、元禄十六年の改訂後の坪数と変わりなかった。

三つ目は、文政三（一八二〇）年七月である。木戸門造作より、さらに七十三年後となる。今回の願いは、生垣を板塀に、屋根も火除のため瓦葺にし、庵室を後ろに移築したい、といった趣旨であった。境内の坪数は九千四百坪と前回と変わらず、その後、明治五年の『日蓮宗本末一派寺院明細帳』にも境内は除地二千百七十二坪とあり、広さに変わりはない。

これら当時の常円寺の境内の様子については、天保十一（一八四〇）年に刊行された『絵入東都本化道場記』の中に克明に描写されている挿絵をご覧いただきたい。（つづく）